平成２４年（再ロ）第１号

群馬県安中市安中5297番地１　北都パークタウン安中Ⅳ－422号

再生債務者　松井　達也

１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月13日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成25年５月７日まで

平成25年４月５日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（再ロ）第１号

広島県呉市警固屋３丁目５番10号

再生債務者　石崎　大輔

１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月３日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成25年５月７日まで

平成25年４月５日　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（再ロ）第２号

香川県綾歌郡宇多津町2628番地87

再生債務者　木下　宏司

１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月14日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成25年５月７日まで

平成25年４月５日　高松地方裁判所丸亀支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第４号

兵庫県高砂市伊保崎南13番12号

再生債務者　中西　覚

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年４月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月４日　神戸地方裁判所姫路支部

内閣共済組合定款の一部変更について

内閣共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。

平成 25 年３月 29 日

内閣共済組合代表者

内閣総理大臣　安倍　晋三

第16条中「同項８号」を「同項第８号」に改める。

第17条第１項中「第５号」を「第７号」に改め、第６号から第９号までを削り、第５号を第７号とし、第４号を第６号とし、第３号を第５号とし、第２号の次に次の２号を加える。

⑶　出産費附加金

⑷　家族出産費附加金

第18条第１号中「25,000円」を「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同条第２号中「当該」を「これらの規定により支給される」に、「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。

第20条及び第21条を次のように改める。

（出産費附加金）

第20条　法第61条第１項の規定により出産費を支給する場合は、40,000円を出産費附加金として支給する。

（家族出産費附加金）

第21条　法第61条第３項の規定により家族出産費を支給する場合は、40,000円を家族出産費附加金として支給する。

第24条中「１年」を「６月」に改める。

第25条から第27条までを次のように改める。

第25条から第27条まで　削除

第32条第１項の表中「$\frac{31.80}{1,000}$」を「$\frac{37.30}{1,000}$」に、「$\frac{4.76}{1,000}$」を「$\frac{5.01}{1,000}$」に、「$\frac{63.60}{1,000}$」を「$\frac{74.60}{1,000}$」に、「$\frac{9.52}{1,000}$」を「$\frac{10.02}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{31.80}{1,000}$」を「$\frac{37.30}{1,000}$」に、「$\frac{4.76}{1,000}$」を「$\frac{5.01}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{31.80}{1,000}$」を「$\frac{37.30}{1,000}$」に、「$\frac{0.56}{1,000}$」を「$\frac{0.57}{1,000}$」に改める。

附則第６条第１項第１号中「25,000円」を「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同項第２号中「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。

附　則（平成25年３月29日）

１　この変更は、平成25年４月１日から施行する。

２　この変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護（以下「診療等」という。）に係る変更前の第18条の規定による家族療養費附加金若しくは家族訪問看護療養費附加金又は附則第６条の規定による一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

３　変更後の第18条第１号及び附則第６条第１項第１号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」及び「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」とあるのは「25,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「40,000円」とする。

４　変更後の第18条第２号及び附則第６条第１項第２号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」及び「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」とあるのは「50,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「60,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「80,000円」とする。

５　変更後の第20条及び第21条の規定は、出産の日が平成26年４月１日以後である組合員及び組合員であった者について適用する。

６　変更後の第24条の規定は、平成26年４月１日以後に療養のため引き続き勤務に服することができない状態となった日（以下「休業開始日」という。）がある場合について適用し、平成26年３月31日以前に休業開始日がある場合については、なお従前の例による。

７　施行日前に組合員又はその被扶養者が死亡した場合における弔慰金附加金又は家族弔慰金附加金の支給については、なお従前の例による。

８　施行日前に婚姻をした場合（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となった場合を含む。次項において同じ。）における結婚手当金の支給については、なお従前の例による。

９　施行日から平成26年３月31日までの間に婚姻をした場合については、４万円を結婚手当金として支給するものとする。

10　組合員又はその被扶養者が施行日前に入院し、かつ、施行日以後も引き続き入院した場合における入院附加金の支給については、なお従前の例による。

11　変更後の第32条第１項から第３項までの規定は、平成25年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。